

金融商品取引法第66条の39に基づく説明書類

第8期(平成31年1月1日から令和元年12月31日)

S&PグローバルSFジャパン株式会社

一. 信用格付業者の概況及び組織に関する事項

イ. 商号又は名称

S&PグローバルSFジャパン株式会社

ロ. 登録年月日及び登録番号

平成24年1月31日 金融庁長官(格付)第8号

ハ. 組織の概要

当社は、平成22年11月4日に設立され、信用格付業者であるS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社と共同して信用格付業務を行っています。組織構成については、別添1「組織図」をご参照ください。

二. 株主

株主名	S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
株式保有数	29,000 株
議決権割合	100%

ホ. その他

(1) 役員の氏名又は名称

(令和元年 12 月 31 日現在)

氏名又は名称	役職名
山本 武成 エレナ・オコロチェンコ チェック・キエン・タン 川崎 重嗣	代表取締役社長 取締役 取締役 監査役

(2) 信用格付業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 5 号 丸の内北口ビル

(3) 信用格付業以外の事業の種類(令和元年12月31日現在)

- 私的格付の付与・提供業務

私的格付(プライベート信用格付及びコンフィデンシャル信用格付を含む。)は、格付関係者その他の者の要求に基づき付与され、かつ当該格付関係者その他の者にのみ提供される信用格付です。

- サービス評価の提供業務

サービス評価は、サービスの業務遂行能力を客観的、総合的に評価するサービスで、不良債権若しくは正常債権の管理・回収を担うサービスの総合的な能力を取り扱う債権に応じて評価を行います。サービス評価においては、組織と経営、債権管理回収能力、財務安定性の観点から総合能力を5段階(「能力が極めて高い」から「能力が不十分である」)に評価しており、当社が発行するサービス評価方法論に基づいたリサーチ・レポートによって裏付けされています。

- クレジット・アセスメントの提供業務

クレジット・アセスメントは信用力についての当社の意見を示唆するものであり、格付記号を用いない記述的な表記、格付カテゴリ中の相対的な強さを示唆するプラス又はマイナスを付さない格付記号、あるいはプラス又はマイナスを付した格付記号で表されます。クレジット・アセスメントは、発行体、債務者、資金調達のストラクチャー案、当該ストラクチャーの要素の一般的な強みや弱みについての当社の見解を反映しています。また、信用リスクの一部にだけ着目する形で、あるいは通常は格付に考慮される信用リスクの要素を分析の対象外とする形で評価する場合にも用いられます。通常、クレジット・アセスメントはある一時点での評価を表し、当社はクレジット・アセスメントに対しては、継続的なサーベイランスを行いません。

- クレジット・リスク・トレーニングの提供業務

当社が国内の外部顧客向けに行うオープン・エンロールメントの研修プログラムです。本プログラムでは、プログラムの議題に応じて、2～3日間のセッションが行われ、通常20～25名の参加者が当社の格付手法及び格付規準について学びます。プログラムは、講義、ケーススタディ、及び参加者同士の活発な議論で構成されています。

- 無登録のグループ会社が付与した信用格付及び各種リポートの日本語版の作成・配布業務

(4) 諸事項

① 当社の関係法人に該当し、当社と共同で信用格付業務を行う別の信用格付業者の商号及び所在地

商号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

所在地:東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北ロビル

② 信用格付業者の関係法人(当社の関係法人に該当し、当社と共同で信用格付業務を行う別の信用格付業者は除く)の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地

別添2「関係法人の状況」をご参照ください。

③ 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員の氏名

(令和元年 12月 31日現在)

法令等遵守責任者の氏名	原川 絃子
信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名	橋本 祐志
監督委員会の委員の氏名	三俣 正秋 (独立委員) 川崎 重嗣 (独立委員) 山本 武成 長嶺 宏美

二. 業務の状況

イ. 直近の事業年度における業務の概要

当社は、日本で発行、販売される証券化案件に格付を付与しています。過去数年同様、当事業年度においても住宅ローン担保証券(RMBS)を中心に新規格付けを付与する状況が継続しました。以上を背景に、当社の当事業年度における売上高は 9,605 万円となりました。

ロ. 直近の事業年度における業務の状況を示す指標

- (1) 売上高(信用格付行為の役務の対価及び信用格付行為以外の役務の対価の内訳を含む。)

	(千円)
信用格付行為の役務の対価	96,057
信用格付行為以外の役務の対価	0
売上高	96,057

- (2) 一の格付関係者から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称

スルガ銀行株式会社

三井住友フィナンシャルグループ

三井住友トラスト・グループ

- (3) 金融商品又は法人の信用状態の変化に関する統計その他の情報

当社ウェブサイト掲載の「日本のストラクチャード・ファイナンスの格付け遷移調査 2019 年版」をご参照ください。

- (4) 付与した信用格付(信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限る。)の履歴に関する情報

別添4「付与した信用格付の履歴に関する情報」をご参照ください。

(5) 関連業務及びその他業務の業務の状況

関連業務およびその他業務について、当期の実績(平成31年1月1日から令和元年12月31日までに新たに受注した案件数)はありませんが、無登録のグループ会社が付与した信用格付及び各種レポートの日本語版の作成・配布業務として、若干数のレポートを作成・配布しました。

(6) 格付アナリストの総数

5名(令和元年12月31日現在)

格付アナリストとは、格付委員会で投票権を有する格付アナリストのほか、信用分析に従事する人員をさします。

ハ. 当社と格付関係者との間の一般的な手数料の体系

当社は、依頼格付の付与につながる可能性のある分析活動についての報酬を受領しています(依頼格付とは、発行体又は発行体に代わる第三者から付与を依頼された格付をいいます)。同報酬は通常、証券の発行体又は証券の売買に携わる第三者のいずれかにより支払われます。格付アナリストの意見あるいは分析の過程が、同報酬の受領に影響されることはありません。

手数料の体系と範囲は通常、信用格付の分析に着手する前に顧客に通知されます。

具体的な格付手数料は、付与される信用格付の種類、格付される個別債務の元本等のさまざまな要素に基づいて決められます。当社は、一部の発行体、商品の種類又は複雑な若しくは特有のストラクチャーに関しては、追加的な分析を実施するための追加的な手数料を課す権利を留保しています。

当社は、顧客に対してタイムリーにサービスを提供できるよう努力します。サービス提供時期の短縮の依頼には、追加的な手数料を課すことがあります。

信用格付の頒布(信用格付及び関連する分析やコメントリーを電子サービスあるいは出版購読サービスを介して公表すること又は信用格付や関連する資料をウェブサイトに掲載すること等)に関し、発行体やその他の第三者から別途料金を受領することはありません。

三. 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況

イ. 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実に業務を遂行するために講じる措置の内容

当社は、一定期間経過後、主担当格付アナリストを交代させ、発行体とその分析担当の役職員との長期間にわたる関係による潜在的な判断の偏りや利益相反を最小限にするとともに、信用格付の付与に係る過程の連続性を促進する措置を講じています。格付委員会の議長及び(又は)その他の格付アナリストを交代させることもあります。

具体的には、主担当格付アナリストは、(a)主担当格付アナリストとして、継続して5年間、同一の格付関係者に関する信用格付の付与に係る過程に関与してはならず、かつ、(b)主担当格付アナリストとして同一の格付関係者に関する信用格付の付与に係る過程への関与を再開するには、その後最低2年間待たなければならないものとしています。なお、資産証券化商品に関しては、本項における「格付関係者」とは同一のオリジネーター及びアレンジャーのコンビネーションをいいます。

主担当格付アナリストとして信用格付の付与に係る過程に関与した事実は、システム上記録され、かかる記録に基づいて定期的に当該措置の履行状況が確認されます。

コンプライアンス部は、上記の措置が継続的に実行され、遵守されていることについて、モニタリングのプロセスを通じて監督します。

ロ. 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置

(1) 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程など、取締役及び監査役の役割分担、各部署の職務分掌、権限並びに意思決定に関するルールを定めています。
- 取締役及び監査役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的に業務を執行しています。
- 取締役による職務執行を効率的かつ機動的に行うため、各種の社内委員会を設置し、各々の担当分野における経営課題について、慎重な協議を行っています。

(2) 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、記録管理方針に基づいて、役員の職務執行に係る情報を体系的に管理しています。

当社は、社内記録の保存に関する社内規程等に従って、役員を含む全役職員の職務遂行に係る文書及び情報の保存及び管理を行っています。

当社が適用している文書化に関する方針は、業務のあらゆる面を対象とし、特に、当社役職員が作成、受領、保有又は管理しているすべての情報を対象としています。すべての役職員は、自らが作成又は受領した情報で、文書保存に関する社内規程等によって保存が義務付けられているすべての記録を保存する責任を負っています。

(3) 付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制

- 取締役会は、信用格付の誤公表その他の事務処理上の誤りを防止することの重要性を認識した上で、当社の格付プロセスにおける事務処理上の誤りに関するリスクを適切に把握し、評価し、管理する体制の整備に努めています。
- 格付公表プロセスに関する規程等を整備し、役職員に周知するとともに、必要に応じて見直しを行っています。
- コンプライアンス部は、上記諸規程の遵守状況等を監督し、これらの結果を監督委員会に定期的に報告しています。

- 監督委員会は、事務処理の誤りを防止する観点から業務管理体制の妥当性及び実効性を定期的に検証しています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会又は取締役会から委任された諸委員会(格付規準委員会、監督委員会などをいいます。)は、当社の業務に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理を適切に行う体制の整備に努めています。

ハ. 法令等遵守を確保するための措置

当社は、法令等遵守を確保するため、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス・モニタリング・プログラム」を定めるとともに、諸社内規程に法令等の要請をより的確に反映するように努めています。諸社内規程については、社内研修などを通じて当社役職員に周知徹底を図っています。

コンプライアンス部は、格付部門及び営業部門等から独立した立場で、法令等遵守に関する継続的なモニタリングを通じて当社の法令等遵守態勢の確保に責任を有しています。

ニ. 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

(1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針

当社は最高水準の卓越した分析を行うことに尽力しており、そのため、格付アナリストとしての適格性を有し、それぞれの職位の役割と責任を遂行するために必要な専門的知識及び経験を有するものと当社が判断した人材を採用し、配置するものとしています。また、採用に際しては、その職位が属する特定の格付部門及び会社全体に対して、有益な貢献を行う資質を有する人材であることも求めています。

また、当社は格付アナリストの専門的知識の維持・発展の機会を提供するため、関係する信用格付に関するテーマについて定期的な研修を格付アナリストに対し行っています。格付アナリストには、毎年一定時間の研修を受けることを義務づけるとともに、コンプライアンス研修の受講も義務づけています。

(2) 格付アナリストの配置

当社は、格付部門の組織構成及び業務分掌規程に従い、業務の性質や量を踏まえ、信頼できる信用評価を行うために十分な技能を有する分析担当者が配置されるよう、ストラクチャード・ファイナンス部に適切に格付アナリストを配置しています。

(3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置

当社は、情報が十分な品質を有すると判断した場合にのみ信用格付の付与を行うこととしており、情報品質確保に関する規程を定め、信用格付の付与に必要な情報の品質の十分性を検証しています。

当社の社内ポリシーでは、信用格付の付与を可能にするために十分な、定量的及び定性的情報を、タイムリーに受領していない限り、信用格付を付与しないものとし

ています。さらに、当社が所有する情報が信頼できない、当社のポリシーに整合しない場合には、信用格付を付与しません。

(4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置

当社は、格付規準の妥当性及び実効性の検証に関する社内規程を定めており、これに従って、各格付アナリストが格付規準の適用に際しその妥当性及び実効性について検証しています。

また、当社の格付規準委員会は、格付付与方針等に従い当社が適用する格付規準の妥当性及び実効性の検証を定期的に行っています。

格付アナリストが格付プロセスで使用する格付規準の開発、承認及び定期的検証を監督するのは、第一義的には格付規準部の責任です。格付規準部長は格付規準委員会の議長を務めます。

(5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

当社は、格付規準の重要な変更を行った場合には、その変更によって影響を受ける既存の信用格付が存在する限り、従前の格付規準を適用していた信用格付を特定し、これらの変更によって影響を受ける既存の信用格付の範囲とこれらの信用格付を見直すスケジュールを公表しています。影響を受ける信用格付の見直しは、これらの変更後できるだけ早く行うこととし、少なくとも6カ月以内に行うものとされ、実行しています。

さらに、変更した格付規準は、公表文書として、当社のウェブサイトにおいて無料で公表されます。

格付規準に重要な変更を加える場合には、その概略を一般に対して事前に通知します。例えば、格付規準の開発の助けとなる市場の視点に関する情報を収集し、市場が格付規準の変更に備えられるようにするため、意見募集を公表することがあります。

(6) 資産証券化商品(当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

当社では、資産証券化商品に関する新規の信用格付の依頼を受けた場合、担当するアナリティカル・マネージャーは、当該資産証券化商品の仕組みの概要及び裏付資産の特徴等を十分に理解した上で、当該案件が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なっていないか(適正な信用格付を付与するために参照すべき特定の格付規準の存否等を含みます)について、格付規準委員会に上程し、決裁を得ることとしています。ただし、信用リスク分析のフレームワークが過去に信用格付を付与した資産証券化商品に適用したものと大きく異なっておらず、かつ既存の格付規準を適用して格付分析を行うことが可能であることが明らかである場合には、この手続を省略することができます。

格付規準委員会が、当該資産証券化商品が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なっており、既存の特定の格付規準に照らし適正な信用格付を付与できないと判断した場合には、社内規程に従い、格付規準の開発の可否を検討することとしています。

(7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置

付与した信用格付の検証(サーベイランス)及び更新を適切かつ継続的に実施するため、これに関する社内規程を定め、実行しています。当社の格付アナリストは当社のサーベイランス・ポリシーを厳格に守る義務があります。さらに、信用格付の適時性と信頼性を維持するために、当社は、格付対象の発行体及び個別債務のモニタリングとサーベイランスを行っています。

ホ. 特定行為の種類及び利益相反回避措置

当社ウェブサイト掲載の「[特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要](#)」をご参照ください。

ヘ. 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置

当社の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合に、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するための社内規程(ルックバック・レビュー・ポリシー)を定め、これに基づく検証を実施しています。具体的には、格付関係者が利害を有する信用格付に関して、過去に格付アナリストであった者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合で、かつ、当該格付アナリストであった者が当社を退職する直前の2年間に当該格付関係者に関する信用格付活動に参加していた場合に、その信用格付の適切性を検証するために、ルックバック・レビューを実施しています。

ト. 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置

関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないよう、当社役職員の禁止事項を社内規程で定めています。

当該社内規程では、当社は、当社の信用格付活動の提供が不適切な影響を受ける場合には、発行体、投資家又はその他の顧客に対して、関連業務又はその他サービスを提供することを禁じています。なお、当社の社内規程では、公衆又は商品・サービスの利用者が、信用格付活動と関連業務又はその他サービスを誤認することを防止し、また、かかる誤認の可能性を最小限にとどめるために、適切な措置をとることを義務付けています。

チ. 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置

格付提供方針等の定めに従い、第三者が資産証券化商品の信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目をアセットクラス別に整理し公表したうえで、すべての新規格付に関して、格付関係者に対して本資産証券化商品に関する情報の公表並びに格付の妥当性を第三者が検証することができるための措置を講じるよう働きかけを行うとともに、その結果を公表しています。

リ. 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置

当社役職員の報酬等の決定方針は、信用格付業務を適切、公正かつ的確に行うための経験と能力を備えた役職員を確保し、動機付けすること、また、そのような能力を維持し、強化することを目的としています。

特に、格付アナリスト及びコンプライアンス担当者の報酬等については、現実の及び潜在的な利益相反を排除し、もって信用格付業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するため、以下の諸原則を適用しています。

- 格付アナリストの報酬等を決定する際には、当該格付アナリストの仕事の商業的な影響(例えば、収益、手数料、マーケットシェア等)を考慮してはならないこと。
- コンプライアンス担当者の報酬等は、当社の業績に連動せず、また、その影響を受けないこと。

ヌ. 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置

当社は、格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するための措置を講じており、営業職と分析職の間に以下のコミュニケーション・バリアを設けています。

- 分析職の役職員は、営業・マーケティング活動に関与してはならない。
- 営業職の役職員は、信用格付業務に関与してはならない。
- 必要に応じ、コンプライアンス部が分析職の役職員と営業職の役職員とのコミュニケーションにおいて、分析職の役職員が営業・マーケティング活動に影響されていないか、また、営業職の役職員がそのコミュニケーションによって、格付分析等に関与していないか等のモニタリングやレビューを実施する(シャペロン)。

ル. 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置

当社は、信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために機密情報の取り扱いに関する社内規程を定め、適切なアクセス管理、適切な業務目的以外での使用禁止の周知徹底、不正アクセスからの防御などにより、機密情報の漏洩防止を図っています。

当社の方針では、機密情報の要求、利用、議論、保存と破棄について、以下の通り定めています。

- 情報の要求: 役職員は、信用格付活動又は内部管理業務の適切な遂行に必要な機密情報のみを、他の役職員又は発行体に求めるべきである。

- 情報の利用:機密情報を所有している役職員は、その情報を信用格付活動又は関連する管理任務の適切な遂行のためにのみ利用すべきである。役職員は個人の利益又は他人、グローバルのS&Pグローバル・レーティング、S&Pグローバル・インクを含むいかなる事業体の金銭的若しくはその他の利益のために機密情報を共有又は使用してはならない。
- 守秘義務の範囲:役職員は当社からの離職後も機密情報の秘密は守らなければならない。
- 機密情報の議論:機密情報について議論する際には、役職員は配慮と慎重さを持って情報を取り扱わねばならず、情報を知るべきではない個人が会話を漏れ聞きできるような状況においてそのような情報を取り扱ってはならない。これには当社のオフィス内の共有部分での会話も含まれる。
- 保存と破棄:役職員は機密情報を保存する際には注意を持って行うべきであり、そのような情報を、その情報を知るべきではないその他の者(役職員も含む)が目に見える又は容易にアクセスできる場所に保存してはならない。機密情報を破棄する際には、役職員は記録管理に関する社内方針のビジネス記録の破棄に関する要件に従わねばならない。
- 提供前の格付アクションに関する役職員との議論:役職員が信用格付活動又は関連する管理任務を適切に遂行するために情報が必要な場合にのみ、役職員はその役職員と提供前の格付アクションの状況について議論することができる。

フ. 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置

当社は、当社に対する苦情を適切かつ迅速に処理するため、苦情処理手続に関する社内規程を定め、実行しています。この社内規程に基づき、コンプライアンス部は、定期的に苦情等に関する情報を適切に把握・分析し、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に活用するよう努めています。

当社は、当社に対する苦情を適切かつ迅速に処理するため、以下の措置を講じています。

- 苦情を受領した役職員は、速やかに上席及び、コンプライアンス部に報告しなければならない。
- コンプライアンス部は、苦情と判断した場合、苦情に関する情報が適切な部署に連絡され、当該苦情に対して適切な対応が取られることを確保する。
- 苦情を速やかに処理できない場合は、当該苦情の提出者に対して、対応策を検討中である旨、また、法令で求められている場合は苦情提出者が当該苦情の解決のために取る可以采取る行動を連絡することとする。
- 苦情対応担当者はコンプライアンス部へ当該苦情への対応策、検証のための資料、及び書面での対応の場合は苦情の提出者へ送付した文面のコピーを提出しなければならない。
- コンプライアンス部は、定期的に監督委員会に報告を行う。

ワ. 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法(独立委員の独立性に関する考え方を含む。)

(1) 監督委員会の運営方法

当社は、信用格付業を公正かつ的確に遂行するため、業務管理体制の整備が適切に講じられているかを検証することを目的として、監督委員会を設置しています。この趣旨に基づき、また、監督委員会の独立性を確保する観点から、その運営方法に関する社内規程を定め、実行しています。

(2) 委員の氏名

三俣 正秋 (独立委員)
川崎 重嗣 (独立委員)
山本 武成
長嶺 宏美

(3) 独立委員の独立性

当社の独立委員は、当社、当社の子法人、当社を子法人とする他の法人又は当社を子法人とする他の法人の子法人(当社を除く。)の役員(監査役又は監事その他これらに準ずる者を除く。)又は使用人等(以下「関係役員等」という。)ではなく、かつ、過去 5 年以内に関係役員等となったことはありません。また、独立委員及びその関連する法人との間には監督委員会の独立委員としての委任契約及び川崎重嗣委員との間の監査役としての委任契約の他、何ら取引又は契約関係にありません。

カ. 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範

当社ウェブサイト掲載の「[S&P Global Ratings 行動規範](#)」をご参照ください。

四. 格付方針等の概要

当社ウェブサイト掲載の「[格付付与方針等](#)」及び「[格付提供方針等](#)」をご参照ください。

五. 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる事項

イ. 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成

別添3「[関係法人構成図](#)」をご参照ください。

ロ. 関係法人及び子法人の商号又は名称並びに主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容

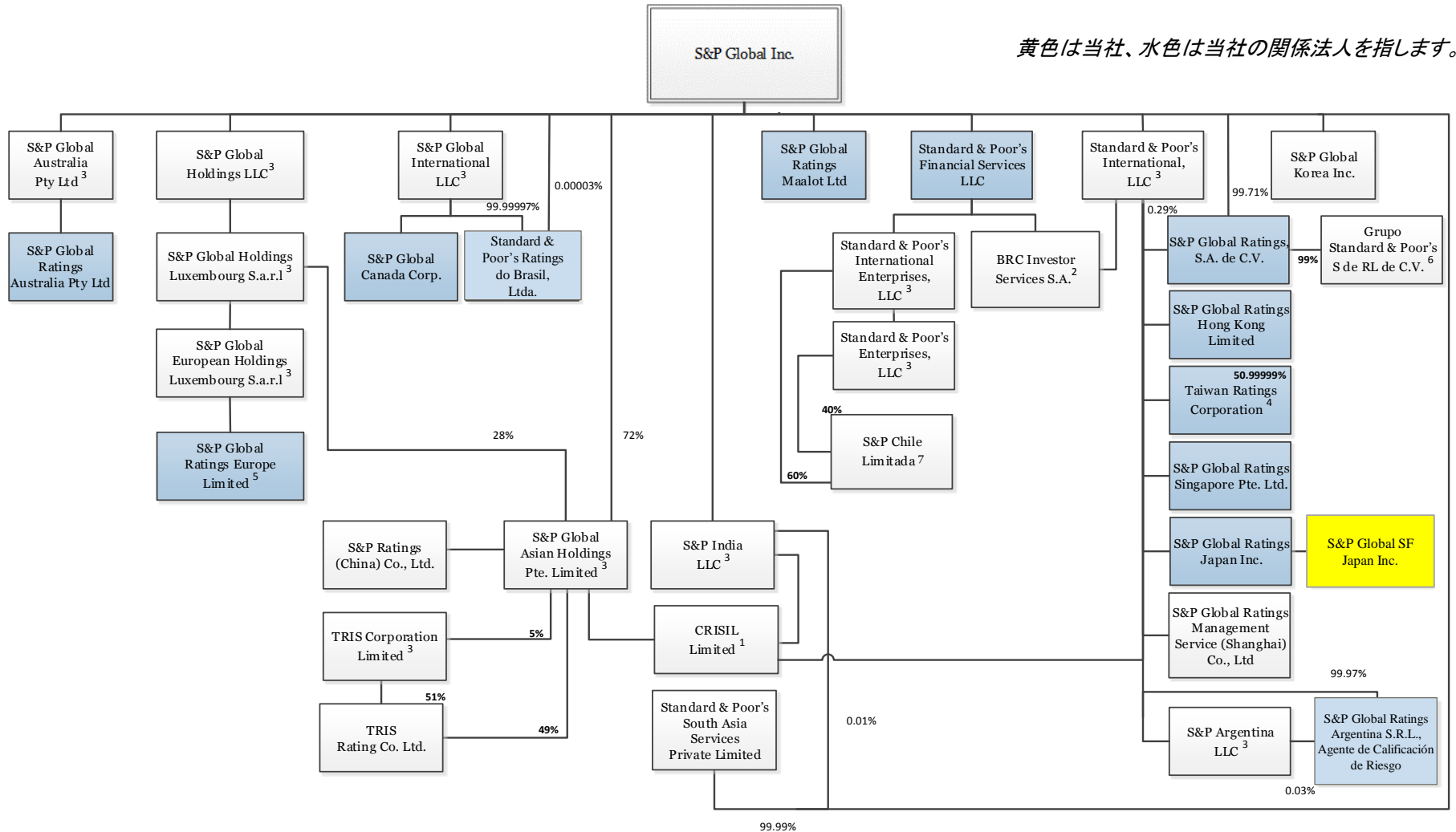
別添2「[関係法人の状況](#)」をご参照ください。



名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容
S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号丸の内北口ビル	信用格付業
Standard & Poor's Financial Services LLC	55 Water Street, New York, New York 10041, USA	信用格付業
S&P Global Ratings Argentina S.R.L., Agente de Calificación de Riesgo	Avenida Leandro N. Alem, 815 - Piso 3 Torre Catalinas Norte Ciudad de Buenos Aires, Argentina C1001AAD	信用格付業
S&P Global Ratings Australia Pty Ltd	Level 45 120 Collins Street, Melbourne, Victoria, Australia 3000	信用格付業
S&P Global Ratings, S.A. de C.V.	Javier Barros Sierra No. 540 PH2, Col. Santa Fé, Del. Alvaro Obregón, México, D.F. C.P. 01210, México	信用格付業
S&P Global Canada Corp.	130 King Street West Suite 1100, Toronto, Canada MX5 IE5	信用格付業
S&P Global Ratings Maalot Ltd	12 Abba Hillel Silver Street, Ramat Gan, Tel Aviv, Israel 52506	信用格付業
Taiwan Ratings Corporation	49F Taipei 101 Tower No 7, Xinyi Road, Section 5, Taipei, Taiwan 11049	信用格付業
S&P Global Ratings Hong Kong Limited	Unit 1, Level 69, International Commerce Centre, 1 Austin Road West, Kowloon, Hong Kong, China	信用格付業
S&P Global Ratings Singapore Pte. Ltd.	12 Marina Boulevard Unit #23-01, Marina Bay Financial Centre Tower 3, Singapore, 018982	信用格付業
Standard & Poor's Ratings do Brasil, Ltda.	Av. Brig. Faria Lima 201, 18º Andar Sao Paulo, Brasil	信用格付業
S&P Global Ratings Europe Limited	Ireland Fourth Floor, Waterways House, Grand Canal Quay, Dublin 2, Ireland	信用格付業

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容
	Italy Vicolo San Giovanni sul Muro 1/3/5, Milan, Italy 20121	信用格付業
	U.K. 20 Canada Square Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5LH	信用格付業
	UAE The Gate Precinct – Building 1, Level 05, Dubai International Financial Centre, Dubai, United Arab Emirates	信用格付業
	Germany Bockenheimer Landstrasse 2, Frankfurt am Main, Germany 60306	信用格付業
	Russia 4/7 Vozdvizhenka St., Bldg. 2, 7th Floor, Moscow, Russia, 125009	信用格付業
	Spain Paseo de la Castellana, 7 – Planta 6, 28046 Madrid, Spain	信用格付業
	South Africa 2nd Floor, 30 Jellicoe Avenue, Rosebank 2196 Johannesburg, South Africa	信用格付業
	Sweden Master Samuelsgaten 6, Box 1753, Stockholm, Sweden 11187	信用格付業
	France 40 Rue de Courcelles, Paris, France 75008	信用格付業

別添3 関係法人構成図
S&P グローバルSFジャパン株式会社
令和元年12月31日現在



黄色は当社、水色は当社の関係法人を指します。

¹ Aggregate ownership of CRISIL Limited by S&P Global Inc. subsidiaries is 67.45%.

² The following entities also hold an ownership interest in BRC Investor Services, S.A.: Standard & Poor's LLC (1.98%), Standard & Poor's International Services LLC (1.98%), and S&P Global International LLC (1.01%).

³ Holding company

⁴ Also held 0.00001% by S&P Global Asia Holdings Pte. Limited.

⁵ S&P Global Ratings Europe Limited operates branches in various locations, and like other NRSRO entities, may open additional branches from time to time.

⁶ Grupo Standard & Poor's S de RL de C.V. is also owned 1% by Standard & Poor's International, LLC.

⁷ S&P Chile Limitada (fka S&P Global Ratings Chile Clasificadora de Riesgo Limitada) withdrew its registration with the relevant Chilean regulators effective September 13, 2019. Given its deregistration, the entity changed its name, effective September 23, 2019, to reflect it is no longer registered as a credit rating agency.